鷲ノ木遺跡（斜面地区他）整備工事施工監理業務委託　仕様書

１　目的

本業務は、史跡鷲ノ木遺跡について、鷲ノ木遺跡整備実施設計図書に基づき、本史跡の整備について適切に工事が行われるよう工事監理を行うことを目的とする。その際、以下の点について特に留意して進める。

〇対象は国指定史跡であり、発掘調査成果や知見等を基礎資料として理解される現地の特性を把握し遺構保護や景観保護に支障をきたすことのないよう十分に配慮する。

〇史跡鷲ノ木遺跡は多くの道民や町民に親しまれ、全国的にも興味関心が高い史跡内での工事であることに留意し、周辺への安全対策には十分配慮して進める。

２　適用

本仕様書は、森町（以下、特に断らない限り「発注者」という）が発注する「鷲ノ木遺跡（斜面地区他）整備工事施工監理業務委託」(以下、「本業務」という）に適用する。業務は、本仕様書に従い施工しなければならない。

３　期間

契約締結日の翌日から令和９年３月 29 日まで。

４　業務場所

史跡鷲ノ木遺跡（北海道茅部郡森町字鷲ノ木町内）

５　業務内容

本業務は、令和8年度に森町が発注する「鷲ノ木遺跡（斜面地区他）整備工事」を対象に下記のとおり、各工種の工事が設計図書の内容に合致しているかを確認する施工監理業務であり、整備工事が適切に行われるよう工事と設計図書等の確認、現地立会、工事監督支援や資料・報告書作成等の下記業務を行う。

（１）工種

①土工

②樹木伐採工

③植生工

④舗装工（木質舗装）

⑤排水施設工（浸透桝）

⑥付属施設工（ジオセル・案内所等設置）

他、工事全般

（２）業務

（外業）

工事監理方針や設計図書の内容の把握等について発注者や施工業者等との協議および説明、設計図書に照らした施工図及び資材等の検討及び確認、工事と設計図書との照合及び確認、工事と工事請負契約との照合及び確認、出来形の確認等の整備工事に関わる工事監督支援を行い、適宜、工程管理や進捗状況、施工状況を把握をする（２回/１月を想定)。

下記の「（４）管理技術者」に定める管理技術者は工事の着手時、出来形の確認時や完了検査時は立会い（４回程度を想定)、この他に発注者の指示を受けたときは立会うものとする。

（内業）

工程表の検討及び報告、施工計画や施工承諾図書の検討および施工協議資料の作成、工事確認及び立会に関する資料・報告書等の作成を行う。また、工事期間中に設計変更等が考えられる場合、設計変更に関する協議・工法の検討及び積算に関する図書の作成を行い、業務を支援する。

（３）打合せ協議等

本業務の遂行にあたり、現地確認や各種確認検査時に合わせて、発注者と打合せ協議を実施する。また、工事施工者との連絡や報告等内容については発注者に都度報告するものとし、綿密な連携を取って進めること。

（４）管理技術者

受注者は、業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者は、土木工事に関する技術上の知識を有し、かつ設計図書の設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する、次のいずれかに該当する者でなければならない。

① 一級土木施工管理技士の資格保有者

② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について 13 年以上の実務経験を有する者

③ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について 15 年以上の実務経験を有する者

④ 学校教育法による高等学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について 17 年以上の実務経験を有する者

⑤ 建設コンサルタント等業務の実務経験及び技術的行政経験を合わせて 20 年以上有する者

６　成果品の提出

本業務における成果品は以下のとおりとし、一切の権利は委託者の帰属とする。

・鷲ノ木遺跡（斜面地区他）整備工事施工監理業務委託報告書　　正副２部

・上記成果品データ（DVD-R 等）（提出形式は発注者の指示に基づく）

７　その他

・業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

・業務履行にあたり、本仕様書や契約書、共通仕様書並びに法令及び森町の定める条例、規則等を遵守するほか、下記基準等を順守して実施するものとする。

　１）北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

　２）北海道建設部土木工事共通仕様書

　３）北海道建設部土木工事施工管理基準

・業務上知り得た秘密を漏らさないこと。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。

・事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する特記事項に従い万全の対策を講じること。

・この仕様書に定めのない事項は、受注者は発注者と協議のうえ、決定するものとする。